

平成22年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成22年3月19日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算

議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算

議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第8号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

陳情第1号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第2号 「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」採択に関する陳情

陳情第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援の拡充・強化を求める陳情

(教育民生常任委員長)

議案第10号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 勝浦市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

陳情第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第12号 市道路線の認定について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第21号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

議案第22号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 市発注の公共工事や業務委託等における労働者の適正な賃金・労働条件の確保をはかるための公契約条例等の検討を求める決議について

発議案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について

発議案第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書について

発議案第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書について

開 議

平成22年3月19日(金) 午前10時00分開議

○議長(高橋秀男君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知をお願いします。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） それでは、日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算、議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。伊丹予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 伊丹富夫君登壇〕

○予算審査特別委員長（伊丹富夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案6件を審査するため、去る3月15日から17日までの3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算、議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、以上2件につきましては賛成多数で、議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算については全員賛成で、議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上2件については賛成多数で、議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算については全員賛成で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、各委員から質疑、意見、要望等が出されましたが、その主なものを申し上げますと、一般会計については、市税全般の徴収率を設定した根拠、また、財政状況の推移について、臨時財政対策債が決算額で平成20年度2億1,500万円、平成21年度3億3,400万円、平成22年度4億9,000万円と右肩上がりで増えているが、財政的、また国の方針をどのように見ているのかただしたところ、市税全般の徴収率については、平成21年度の決算見込みの徴収率に本年度の目標値をプラスして設定し、財政状況の推移については、今年度、原資となる税収が少なく、地方税そのものも10.2%と下がるような国の財政計画の見込みの中で、それを補てんするために地方交付税及び臨時財政対策債を増やしたということで、今後、経済の回復の模様によって地方財政、臨時財政対策債、地方交付税も含めた見通しの中で判断しなければならないと答弁がありました。

教育費、県補助金の第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金で1億6,725万4,000円とあるが、この歳入に対して歳出で市負担分がどのくらいあるのかただしたところ、寄附金を見込み、約300万円の負担になると答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計では、全国同一料金であるべきと考えるが、後期高齢者と同じように県単位で一本化すべきと思うが、そういう動きがあるのかどうかただしたところ、国保

連合会を通し国に陳情はしており、今後も行っていきたいと答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、県において財政安定化基金拠出金の決定がなく、科目の設定だけであり、今後、高齢者比率が30%と上回ってきている中で、介護保険全般を見てどう対応し、財政安定化をどう見ているのかただしたところ、基金については平成18年度から20年度の県全体の見通し額を見ると、多額な金額が残り、拠出金については一たんやめ、科目設定のみとなり、保険料で足らなくなったときに基金から借りるということで、現在、運営を行っている」と答弁がありました。

次に、水道事業会計について、市の水道事業会計については完成したのか、完成したとするならば、中身はどうなっているのかとただしたところ、中身はほぼ完成し、平成23年度から30年度までの10年間の計画で、概要は人口推計、今後の経営分析、施設改修の方針等を入れてあり、現行の料金で特段の突出した事業を行わなければ、あと5年ぐらいは赤字にならないだろうという分析も出ている」と答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長の報告のうち、議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算、議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

百年に一度と言われた経済危機が、世界的には新興国の経済活動の活発化などによって一定の持ち直しも見られる中で、日本だけは二番底の心配もあるのではないかとされているように、日本経済は引き続き厳しい経済状況のもとにあると言わざるを得ません。

失業率を見ると5%台の高い水準に引き続きあって、特に大学、高校の新卒の若者の就職率の厳しさもかつてないものとなっております。

このような我々を取り巻く状況は、むしろ昨年以上に市民の中に生活の不安が高まっているのではないのでしょうか。勝浦市民の所得の実態を見てみますと、約8,000人の納税義務者がいるわけですが、このうち約6,000人、率にして75%の市民の方々が所得200万円以下という低所得の方々であります。これが勝浦市の実態であります。

平成22年度の予算がこうした状況にこたえるものになっているのかどうか、市民の暮らしに本当にこたえるものになっているのかどうか、これが問われていると思います。

本年度の一般会計予算は、勝浦中学校の耐震補強や、市民文化会館の建設や、あるいは震災時における家具転倒防止器具の取付補助の事業や、あるいは各地域の道路改良、排水整備、さらには耐震防火水槽の新設など、市民の要望と暮らしに沿った各事業予算が計上されておま

して、このような予算計上について、私はもちろん否定するものではないばかりが、賛意を表するものであります。

しかしながら、冒頭述べたように、市民所得の実態から見れば、毎日の暮らしに直結する医療や公共料金、とりわけ水道料金の負担を軽減する手だてが薄いことを指摘しないわけにはいきません。

まず、子供の医療費無料化であります。市の単独事業として昨年から小学校3年生までの医療費無料化を市長は打ち出しました。6年生まで拡大することの父母や市民の要求に対して、積極的な方向が現時点では打ち出されていないことであります。さらにまた、新聞報道によれば、千葉県でも今年12月から小学校3年生までの無料化実施を表明しており、3年生までの予算計上が既にされている勝浦市では、4年生から6年生までそれを拡大しても、千葉県の施策が発足すれば、新たな財源を投入することなく、この6年生までの医療費無料化を実現することは可能だと私は考えています。

近隣のいすみ市は、来年度、この4月から中学3年生まで、大多喜町では小学校6年生まで無料化の方向が打ち出されております。今や小中学生の医療費無料化は常識となりつつあるわけであります。

さらにまた、言ってみれば、僻地と言われる、そういうところの市民の強い要求でもある市民バスの路線拡大についても積極的な態度が見受けられません。

次に、国民健康保険会計や水道事業会計との関連で申しますけれども、平成22年度末の予想として、一般会計財政調整基金や前年度からの繰越金で約5億円、国民健康保険会計で基金、その他で約1億円という財源があると判断しています。こういう財源を活用するかどうか、この経済状況の中に置かれている市民にとって、極めて重要であります。とりわけ国民健康保険税の負担は重く、夫婦、子供2人の4人家族で、所得が150万円までの低所得の方、平成22年度の国保税の試算では実に34万6,000円となって、総所得の23%を国民健康保険税で占める結果となるわけでありまして、まさに払いたくとも払い切れないのは当然であります。

また、水道料金も昨年の新聞報道でも明らかなように、20立方メートルの比較で、県下の八千代市で1,722円、勝浦市が5,145円で、3倍もの料金の格差であり、この県下一高い水道料金が家庭を直撃しております。この状況を少しでも解消するために、基金の活用を強く主張するものですが、市長からの積極的な答弁はありませんでした。

以上の理由から、支持すべき多くの事業予算の計上があるものの、一般会計、国民健康保険特別会計及び水道事業会計について賛意を表することはできません。

次に、後期高齢者医療特別会計については、民主党の政権の公約でもあった後期高齢者医療制度は即廃止するということが、政権をとった途端に覆されて、4年先に先送りされました。現行制度をその間存続させる方針が打ち出されたのであります。

この先送りにより、高齢者の人口と給付費がますます増加します。それに応じて保険料がはね上がる、これもまた自動値上げの仕組みでありますから、これは4月から発動して、仮に軽減策をとらない限り、全国平均、平成22年度で14.2%の増、金額にして平均8,800円という大幅値上げが高齢者にのしかかって、最近では、その上に厚労省の制度検討案によれば、75歳以上を65歳以上に対象を拡大して、医療差別を一層拡大しようとするともないことが明らかになりました。こういう状況の中で、この後期高齢者医療特別会計を認めるわけにはまいりませ

ん。

次に、介護保険特別会計についてであります。ご存じのように、保険料が65歳以上は3年ごとに改定され、それが原則であります。昨年、勝浦市でもかなり大幅な値上げが実施されました。40歳から60歳までの第2号被保険者の保険料については、毎年改定されて、負担が増えております。

その一方で、特別養護老人ホームの整備のおくれから、全国で現時点で42万人もの入所待ちの状況であって、勝浦市でも約200人もの待機者が、いつ入れてもらえるのか、本当に首を長くして待っている状況にあります。このような片手落ちの介護事業のままで予算を認めるわけにはまいりません。

以上、各会計に対する反対の理由を述べ、討論を終わります。

○議長（高橋秀男君） 次に、黒川民雄議員。

〔17番 黒川民雄君登壇〕

○17番（黒川民雄君） 私は、議案第13号ないし議案第18号の各会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

最初に、平成22年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。歳入面では、景気低迷による市税収入の落ち込みが見込まれる中、歳出面では少子高齢化の進展に伴う社会保障費等、義務的経費の増加など、厳しい財政状況のもとで内部管理経費等の削減を図りながら、勝浦市総合計画、第4次実施計画の最終年度として計画事業の着実な実施を基本に、前年度予算に比べて11.3%の増額は、市政の各分野にわたり拡充、強化の姿勢が認められます。特に安心・安全な学校教育のための勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業の実施を初め、市民の文化活動や生涯学習の拠点である市民文化会館建設事業の着手、さらにはスポーツ振興の健康づくりのための市営第二庭球場移設事業の実施、ゆめ半島千葉国体馬術競技の開催補助など、教育関連予算の拡充が認められるところでもあります。

また、新規事業としては、子ども手当の支給を初め、市単独の事業である肺炎球菌予防接種の実施及び家具転倒防止器具等取付費補助制度の創設、障害児等の適切な教育支援を図るための特別支援教育の支援員の配置や、学校と保護者間の迅速・確実な情報伝達のための学校情報配信システム運用事業、さらには、勝浦産ブランド水産物PR推進事業や、カツオのキャラクター着ぐるみ製作など、市民生活に密着する福祉、健康、防災、学校教育などの分野はもとより、産業振興の分野においても、新規事業を実施するなど、きめ細やかな予算が計上されております。

このようなことから、平成22年度勝浦市一般会計予算に対する賛意を表する次第であります。

次に、議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。少子高齢化の進展や雇用情勢の急激な悪化等に加え、高騰する医療費、また国民健康保険税、収納率の低迷など、国民健康保険財政は依然厳しい状況にあります。

これら国の抜本的な制度改革なくしては改善が見られない状況の中、主たる財源である国民健康保険税は、今月末に地方税法等の改正が見込まれることから、現行税率を前提としたものではありませんが、医療費の適正化に向けた特定健康診査事業費の予算など、本市において必要な予算が計上されており、賛意を表する次第であります。

次に、議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算及び議案第16号 平成22年度勝

浦市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。両会計とも国民健康保険特別会計と同様に、国の制度が根幹であり、市の裁量権はほとんどないという状況から判断し、本予算に対し賛意を表する次第であります。

次に、議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。介護保険事業を将来にわたって安定して運営していくことは、高齢者やその家族が生活設計を行う上で大変重要であります。また、介護予防サービスは、高齢者が健康で生き生きとした生活を送り、要介護状態にならないようにする取り組みとして評価しており、国保会計と同様に国の制度が根幹であり、市町村の裁量権はなきに等しいことから、本予算はやむを得ないものと判断し、賛意を表する次第であります。

次に、議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。本会計は、第4次実施計画に沿って老朽石綿管の更新事業や老朽施設の改修等を実施するとともに、浄水場運転管理費の削減や、水道企業債の繰上償還による経営の健全化に努めながら、市に安定した生活用水を供給するために必要な予算の計上であり、賛意を表する次第であります。

以上申し上げましたように、議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算ないし議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算の6つの会計にかかわる予算に対しまして賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（高橋秀男君） ほかに討論ありませんか。忍足邦昭議員。

〔2番 忍足邦昭君登壇〕

○2番（忍足邦昭君） 私は議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。本案は、歳入において市税を初めとする自主財源の減収が見込まれる中、国の実施する地方対策による普通交付税及び臨時財政対策債発行額の増額等により増収を見込むとともに、歳出においては勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業を初め、本年9月に開催される第65回国民体育大会の本市を会場とする馬術競技の運営事業、勝浦警察署移転用地提供に伴う市営第二庭球場移設事業、（仮称）市民文化会館建設事業等の実施により、予算規模が前年度に対して11.3%の大幅な増加を示しております。

その中身を見てみますと、大方の事務事業につきましては、緊急度及び優先度から見て、その必要性等が認められるところであります。

しかしながら、それはそれとして、本案の中には歳入において千葉県に対し勝浦警察署移転用地として市役所庁舎敷地の一部及び隣接する市営第二庭球場敷地を提供するための土地売却収入及び物件移転補償収入等が計上されており、また歳出においては、当該市営第二庭球場を旧荒川小学校跡地に移設するための工事費、及び（仮称）市民文化会館建設に伴う地質調査費、設計業務委託費等、各種関連経費がそれぞれ計上されており、この点については到底理解しがたく、納得できないものであります。

その理由の第1は、本市の将来における有効な土地利用計画上、重大な支障を来すおそれがあるからであります。本来、市の土地利用については、目先の対応に流されるのではなく、あくまで将来を見据えた総合的な土地利用計画に基づいて慎重に検討し、地域住民を初め、市民の十分な理解と協力を得た上で実施すべきものであります。

そこで、まず勝浦警察署移転用地として市役所本庁舎の敷地の一部及び隣接地の市営第二庭球場敷地の提供についてであります。当該土地は隣接の市営野球場とともに本市の将来を見

据えた土地利用計画上、重要な土地として確保しておかなければならないものと考えます。警察署移転用地については、今回の対象地以外に移転用地を確保することは不可能ではなく、再度検討し直す余地があるものと考えます。

そもそも現在、公共施設用地として使用している土地に本市の他の施設用地として転用する場合ならともかく、他の団体のために現存施設を廃止してまで提供しなければならない理由は、どこにもないはずであります。

次に、(仮称)市民文化会館については、現在の市民会館及び中央公民館を解体した跡地に建設を予定しているとのことですが、当該地は平成15年3月に策定された勝浦市観光拠点施設整備実施計画において、現市民会館及び中央公民館の老朽化に伴う改築に際しては、他の場所へ移転建設するものとし、当該跡地には勝浦漁港、魚市場と関連づけてフィッシャーメンズマーケットの整備を検討するとしており、今、まさにそのときを迎えているのであります。

また、朝市を初め、各種イベントの開催のたびに来客に不便を来している駐車場不足を解消するための大駐車場の整備用地としても最も必要とされている土地でもあります。

この土地に(仮称)市民文化会館が建設された場合、今後四、五十年間、当該計画は実現困難となり、何のための計画だったのか、大きな疑念を抱かざるを得ないのであります。仮に文化施設等を建設する場合は、郊外の閑静な場所で、市民がゆったりと過ごせる環境を整えることが必要であります。

幸い、本市には市有地で遊休地となっている土地があり、この有効利用の観点からも再検討すべき余地があると考ええるものであります。

次に、理由の第2は、財政上の問題であります。(仮称)市民文化会館の建設においては、建設費総額が約15億円と見込まれており、その財源として計画当初は国からのまちづくり交付金5億8,300万円、市債6億1,500万円、建設基金1億5,000万円及び一般財源1億5,200万円を予定しているとのことであります。このうち交付金についてはいまだ国の方針が明らかでなく、不確定な状況であります。

また、市債については、いずれ償還していかなければならず、さらに建設後の維持管理費も現在の2倍以上を要すると見込まれることから、これらを含めて多額の一般財源を要することは明らかであります。

現在の本市財政の状況及び将来の見通しからも、このような大型事業はしばらく凍結すべきであり、緊急度、優先度から見ても、その必要性は認められないものであります。

本来、予算の編成に当たっては、市民生活に密着した福祉、教育、環境等において、市民に支障や不便を来している点等があれば、早急にこれらの解消を図ることを最重点に据えて対応すべきものと考えます。

その中で、特に緊急を要する事業としては、小中学生の教育の場であるとともに、また、災害発生時の緊急避難場所にもなっている市内各小中学校の校舎及び体育館の耐震診断、耐震補強工事等があり、さらに優先度から言えば、義務教育終了までの子供たちに対する医療費の無料化、市民バスの増発、水道料及び国民健康保険税の引き下げ等々、上げれば切りがないほど多くの財源を必要とする事業が控えている状況であります。

したがって、まずこれらの市民要望を最優先に考慮するとともに、それにできる限りこたえてから、文化施設等、当面は緊急を要しない事業に手をつけるべきではないかと考えるもので

あります。

いずれにしても、将来に禍根を残さないためにも、市長の賢明なご英断を期待するものがあります。

以上の理由から本案には賛意を表することはできず、反対して討論を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋秀男君） 起立多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第2号 「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」採択に関する陳情、陳情第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務常任委員長。

〔総務常任委員長 丸 昭君登壇〕

○総務常任委員長（丸 昭君） それでは、議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上3件は慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第2号 「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」採択に関する陳情、陳情第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、

中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情、以上3件につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第8号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、陳情第1号 公契約条例の制定を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の

諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、陳情第2号 「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」採択に関する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、陳情第2号は、採択と決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、陳情第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、陳情第3号は、採択と決しました。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第10号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、陳情第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める陳情、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 児安利之君登壇〕

○教育民生常任委員長（児安利之君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第10号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、以上2件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める陳情につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、議案第11号に関連しまして、(仮称)市民文化会館の建設に当たっては、テーブル、いすなどの備品類の格納スペースを十分とるよう、意見があったことを申し添えます。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長(高橋秀男君) これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋秀男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋秀男君) それでは討論を終結いたします。

これより議案第10号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(高橋秀男君) 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋秀男君) 次に、議案第11号 勝浦市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(高橋秀男君) 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋秀男君) 次に、陳情第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(高橋秀男君) 挙手全員であります。よって、陳情第4号は、採択と決しました。

○議長(高橋秀男君) 次に、議案第12号 市道路線の認定についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 末吉定夫君登壇〕

○建設経済常任委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第12号 市道路線の認定について、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査に当たり、認定する3路線について、現地調査をしたことを申し添えます。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第12号 市道路線の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第21号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算、議案第22号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第21号及び議案第22号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、平成21年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であり、国が定めた明日の安心と成長のための緊急経済対策に基づき創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金制度に伴う事業に関する予算、チリ中部沿岸地震による津波警報発令に伴う災害対策に関する予算等及び地域活性化・公共投資臨時交付金の交付決定に伴う財源の組み替えであります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に1億525万3,000円を追加し、予算総額を78億8,720万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、情報管理費で440万円を追加し、民生費におきましては、保育所費で760万円を追加し、農林水産業費におきましては、農地費を主に447万7,000円を追加し、土木費におきましては、道路新設改良費を主に7,989万5,000円を追加し、消防費におきましては、災害対策費で148万3,000円を追加し、教育費におきましては、中学校費の学校管理費を主に739万8,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に地方消費税交付金744万1,000円、国庫支出金1億2,934万7,000円を追加計上し、分担金及び負担金9万1,000円、県支出金24万4,000円、市債3,120万円を減額しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、豊浜小学校校舎耐震補強及び大規模改修事業ほか16件について、年度内に支出を終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

地方債におきましては、道路新設改良事業債の追加及び豊浜小学校施設整備事業債ほか3件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第22号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。

主な内容につきましては、見込んだ療養給付費を上回る支出の増加により、3月審査分4月支払分の支出に当たり、予算不足が見込まれることによる補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に1,290万4,000円を追加し、予算総額を28億1,510万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、保険給付費の一般被保険者療養給付費に1,290万4,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算で国庫支出金520万円、県支出金86万5,000円、繰越金683万9,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第21号及び議案第22号の提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） この際、担当課長から補足説明を求めます。藤江財政課長。

〔財政課長 藤江信義君登壇〕

○財政課長（藤江信義君） 命によりまして、議案第21号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算（第6号）の補足説明を申し上げます。

個々の事業説明の前に、今回の補正予算の主な内容について、まずご説明をさせていただきます。1点目は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に伴う補正予算の計上でございます。以下、通称名でございますきめ細かな臨時交付金とさせていただきますが、国の平成21年度第2

次補正予算におきまして、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援するために、5,000億円のきめ細かな臨時交付金制度が創設されました。この交付金の趣旨は、地元の中小企業及び零細企業が受注できるような小規模な修繕や工事といったきめ細かなインフラ整備による地域活性化とされております。

このようなことから、本交付金に伴う事業計画を県に提出して協議をまいりました。平成22年3月5日付で交付限度額8,196万1,000円の通知を受けましたので、この事業計画で提出をいたしました17事業、総事業費で9,997万3,000円を追加計上しようとするものであります。

また、この17事業につきましては、平成21年度内に支出の完了が不可能でありますので、繰越明許費として平成22年度に繰り越そうとするものであります。

2点目が国の平成21年度第1次補正予算におきまして創設された地域活性化・公共投資臨時交付金、以下、通称名でございます公共投資臨時交付金と申し上げますが、この交付決定に伴い3,549万3,000円の増額及び安心・安全な学校づくり交付金782万3,000円の増額に伴う財源の組み替えであります。

それでは、説明は事項別明細書によりまして歳出から行います。恐れ入りますが、16ページをお開き願います。まず総務費であります。総務管理費のうち情報管理費に440万円の計上であります。子ども手当の支給に必要な電算システム導入業務委託料440万円の計上であります。

18ページをお開き願います。民生費であります。児童福祉費の保育所費に760万円の計上であります。工事請負費760万円につきましては、いずれもきめ細かな臨時交付金の対象事業であります。このうち消火設備設置工事費580万円につきましては、一定規模以上の保育所に必要なパッケージ消火設備の設置工事費であります。なお、設置場所は中央保育所及び興津保育所であります。

改修改築工事費のうちトイレ改修工事費90万円につきましては、一般家庭での洋式トイレ普及に伴い、和式トイレになれない児童がおりますことから、保育所及び幼稚園につきましては、各施設2基の洋式トイレ設置基準を設け、各保育所で基準に満たない洋式トイレ数と児童数の多い中央保育所では、現状の2基に追加2基を合わせた合計6基を和式から洋式への改修工事を行おうとするものであります。

また、老朽化している中央保育所のテラス改修工事として90万円を計上いたしました。

20ページをお開き願います。衛生費であります。上水道費につきましては、南房総広域水道用水供給事業市町村補助金の交付決定に伴う財源の組み替えであります。

22ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業費のうち農地費に413万円の計上であります。工事請負費413万円につきましては、いずれもきめ細かな臨時交付金の対象事業であります。このうち農道舗装工事費345万円につきましては、白木ほか2つの地区の農道舗装工事費の計上であります。

農道維持補修工事費68万円につきましては、松野大谷線の維持補修工事費の計上であります。

次に、水産業費のうち漁港管理費に34万7,000円の計上であります。このうち委託料60万3,000円の減額につきましては、勝浦東部漁港川津地区の漁港水域環境保全対策工事設計業務委託料の契約金額確定に伴う減額であります。

工事請負費95万円につきましては、きめ細かな臨時交付金の対象事業として、鵜原漁港吉尾西防波堤維持補修工事費の計上であります。

なお、財源の内訳につきましては、勝浦東部漁港川津地区の漁港水域環境保全対策工事に関連をいたしまして、交付決定のありました公共投資臨時交付金300万円の充当等に伴い、国庫補助金309万7,000円及び市債を360万円、おのおの追加し、一般財源を625万9,000円、減額しようとするものであります。

24ページをお開き願います。土木費であります。いずれもきめ細かな臨時交付金の対象事業として41カ所の工事に係る土木費に総額7,699万5,000円の計上であります。

まず、道路橋りょう費のうち道路維持費に2,122万円を計上いたしました。工事請負費2,122万円のうち排水整備工事費1,747万円につきましては、勝浦荒川線ほか12カ所の工事費の計上であります。

転落防止柵設置工事費285万円につきましては、鶴原崖塚毛戸線ほか2カ所の転落防止柵設置工事費の計上であります。

道路標識等設置工事費90万円につきましては、仲本町1号線の警戒標識等の設置工事費の計上であります。

次に、道路新設改良費に3,385万円の計上であります。工事請負費3,385万円のうち、道路舗装新設工事費305万円につきましては、松野下谷線ほか1路線の道路舗装新設工事費の計上であります。

次に、道路改良工事費700万円につきましては、中里3号線の道路改良工事費の計上であります。

次に、道路局部改良工事費400万円につきましては、松部吉尾鶴原線ほか1路線の道路局部改良工事費の計上であります。

次に、舗装修繕工事費1,880万円につきましては、植野黒原線ほか5路線の舗装修繕工事費の計上であります。

次に、災害防除工事費100万円につきましては、沢倉地先の法定外道路に係る災害防除工事費であります。

なお、道路新設改良費の財源内訳のうち、国庫支出金907万7,000円の減額につきましては、9月補正予算に計上した市道4路線で8,200万円の舗装修繕工事に公共投資臨時交付金を見込んでおりましたが、本交付金の交付決定による3,705万3,000円の減額と、きめ細かな臨時交付金の充当額2,797万6,000円との相殺に伴う減額であります。

また、市債4,100万円の計上につきましては、公共投資臨時交付金の交付決定による減額に伴い、充当率100%の補正予算債4,100万円を充当しようとするものであります。

次に、河川費のうち河川改良費に927万5,000円を計上いたしました。工事請負費927万5,000円につきましては、串浜川向川ほか2カ所の河川改修工事費として627万5,000円及び経済危機対策臨時交付金で実施をいたしました浜勝浦川の河川浚渫工事に300万円の追加計上であります。

次に、都市計画費のうち街路事業費に1,265万円を計上いたしました。工事請負費1,265万円のうち、街路整備に係る道路舗装新設工事費485万円につきましては、串浜川向回向坊線ほか2路線及び観光道路整備としておせんころがしに至る浜行川沢山古野線の計上であります。

舗装修繕工事費780万円につきましては、街路整備に係る道路舗装修繕工事費として、浜勝浦西中通り線ほか3路線の計上であります。

26ページをお開き願います。住宅費のうち住宅管理費に290万円を計上いたしました。市営住

宅維持補修工事費290万円につきましては、きめ細かな臨時交付金の対象事業として、浜勝浦みなと団地の5室分の内装及び建具工事費の計上であります。

28ページをお開き願います。消防費であります。災害対策費に148万3,000円を計上いたしました。職員手当等148万3,000円につきましては、チリ中部沿岸地震による津波警報が2月28日に発令されたことに伴う災害対策業務に従事した職員111名分の時間外勤務手当であります。

30ページをお開き願います。教育費であります。小学校費のうち学校管理費に210万円を計上いたしました。きめ細かな臨時交付金の対象事業として、トイレ改修工事費210万円の計上であります。この内容は、各小学校のおおのの階に洋式トイレ2基の設置基準を設け、この設置基準に満たない上野小学校ほか3校で、合計14基の和式トイレから洋式トイレへの改修工事を行おうとするものであります。

なお、学校管理費の財源内訳の国県支出金1,328万7,000円の計上につきましては、元荒川小学校の解体工事等に公共投資臨時交付金1,155万1,000円の交付決定に伴い、地方債である市営第二庭球場移設事業債のうち1,080万円、一般財源38万7,000円をおおのの減額しようとするものであります。

次に、豊浜小学校耐震補強及び大規模改修工事につきましては、財源充当の変更であります。国庫支出金4,496万5,000円の増額につきましては、交付決定に伴う安心・安全な学校づくり交付金の増額分782万3,000円及び公共投資臨時交付金3,714万2,000円の合計額であります。また、この国庫支出金の増額に伴い市債を4,500万円減額しようとするものであります。

次に、中学校費のうち学校管理費に240万円を計上いたしました。きめ細かな臨時交付金の対象事業としてトイレ改修工事費240万円の計上であります。小学校と同様に、各中学校のおおのの階に洋式トイレ2基の設置基準を設け、この設置基準に満たない北中学校ほか2校で合計16基の和式から洋式へのトイレ改修工事を行おうとするものであります。

次に、勝浦中学校耐震補強及び大規模改修工事費につきましては、財源充当の変更であります。公共投資臨時交付金245万5,000円の交付決定に伴い、市債を220万円、一般財源を25万5,000円、おおのの減額しようとするものであります。

次に、幼稚園費に30万円を計上いたしました。きめ細かな臨時交付金の対象事業として、トイレ改修工事費30万円の計上であります。保育所と同様の基準で幼稚園に和式から洋式への2基分のトイレ改修工事費の計上であります。

次に、社会教育費のうち公民館費に69万8,000円を計上いたしました。きめ細かな臨時交付金の対象事業として、興津公民館の屋根の雨漏り修繕等の維持補修工事費69万8,000円の計上であります。

32ページをお開き願います。保健体育費に190万円を計上いたしました。きめ細かな臨時交付金の対象事業として、市営野球場フェンス修繕工事費177万円及び興津柔剣道場の誘導灯修繕工事費13万円の計上であります。

市営第二庭球場移設事業費につきましては、財源充当の変更であります。公共投資臨時交付金の交付決定に伴い、同交付金1,884万5,000円を充当し、市債1,780万円及び一般財源104万5,000円をおおのの減額しようとするものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。12ページをお開き願います。まず、地方消費税交付金に744万

1,000円の計上であります。補正予算（第5号）の編成後に平成21年度交付決定があったことから、1,176万円の増額のうち本補正予算の財源として744万1,000円の計上であります。

次に、分担金及び負担金のうち、農林水産業費分担金で9万1,000円の減額であります。勝浦東部漁港川津地区の漁港水域環境保全対策工事に係る設計業務委託料の減額に伴う漁協負担金の減額であります。

次に、国庫支出金のうち総務費国庫補助金に1億1,745万4,000円の計上であります。このうち地域活性化・公共投資臨時交付金に3,549万3,000円を追加計上いたしました。国の平成21年度第1次補正予算に関連し、9月補正予算に2事業分として4,600万円を計上いたしましたが、5事業分として8,149万3,000円の交付決定に伴い、その差額3,549万3,000円を追加計上しようとするものでございます。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金に8,196万1,000円を計上いたしました。国の第2次補正で創設された交付金で、本交付金の歳出に計上した17事業、総事業費9,997万3,000円の財源として8,196万1,000円の計上であります。

次に、民生費国庫補助金に437万2,000円を計上いたしました。子ども手当支給に伴う電算システム整備に係る国庫補助金であります。

次に、農林水産業費国庫補助金で30万2,000円の減額であります。水域環境保全創造事業補助金30万2,000円の減額は、勝浦東部漁港川津地区漁港水域環境保全対策工事に係る設計業務委託料の減額に伴うものであります。

次に、教育費国庫補助金に782万3,000円を計上いたしました。安心・安全な学校づくり交付金782万3,000円につきましては、豊浜小学校校舎耐震補強及び大規模改修事業に係る交付金を12月補正予算に3,657万2,000円計上いたしましたが、4,439万5,000円の交付決定に伴い、増額分782万3,000円を計上しようとするものであります。

次に、県支出金のうち衛生費補助金9万3,000円の減額につきましては、南房総広域水道用水供給事業市町村補助金の精算に伴う減額であります。

農林水産業費県補助金15万1,000円の減額につきましては、勝浦東部漁港川津地区の漁港水域環境保全対策工事に係る設計業務委託料の減額に伴うものであります。

次に、市債であります。農林水産業債360万円につきましては、勝浦東部漁港川津地区の漁港水域環境保全対策工事について、平成21年度当初予算に本年度分の事業を計上し、この財源として270万円市債を計上しておりましたが、国の平成21年度第1次補正予算に関連をし、国庫補助金の1年前倒しが認められたため、9月補正予算に次年度分の事業費を計上したところでありますが、この財源として公共投資臨時交付金の充当が見込まれたことから、市債を計上しておりませんでした。本交付金300万円の交付決定に伴い、漁港水域環境保全債360万円を計上しようとするものであります。

土木債に4,100万円を計上いたしました。9月補正予算に計上した市道4路線、8,200万円の舗装修繕工事費の財源として、地域連携推進事業費補助金4,100万円及び公共投資臨時交付金3,705万3,000円を見込んでおりましたが、最終的に示された公共投資臨時交付金の交付要綱で、本事業は交付金対象外とされたため、補正予算債として充当率100%の土木債4,100万円を計上しようとするものであります。

14ページをお開き願います。教育債で7,560万円の減額であります。豊浜小学校施設整備事業

債の4,500万円の減額につきましては、12月補正予算で起債予定額1億1,480万円を見込んでおりましたが、安心・安全な学校づくり交付金の交付決定に伴い、同交付金で782万3,000円上積みされ、4,439万5,000円に、また、加えて公共投資臨時交付金の交付決定に伴い3,714万2,000円が同交付金として交付されることから、起債額を4,500万円減額し、6,980万円としようとするものであります。

なお、補正予算債として充当率100%を見込んで同事業の事業債を見込んでおります。

勝浦中学校施設整備事業債の220万円の減額につきましては、公共投資臨時交付金で245万5,000円交付決定されたことから、起債額を220万円減額しようとするものであります。なお、通常債で75%、財源対策債で15%を見込んでおります。

次に、市営第二庭球場移設事業債で2,800万円の減額であります。市営第二庭球場移設事業債につきましては、土地取得、設計業務委託料及び元荒川小学校の解体工事費等に関連し、9月補正予算で3,030万円の起債を計上しておりましたが、事業費確定に伴い議決いただきました補正予算（第5号）で起債を170万円減額し、起債予定額を2,860万円としておりましたが、公共投資臨時交付金の交付決定に伴い3,039万6,000円が同交付金として交付されることから、起債予定額2,860万円の全額を減額し、起債なしとしようとするものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、3ページをお開き願います。第2表繰越明許費であります。地方自治法第213条の規定に基づきまして、平成21年度内に支出を終わらないものとして翌年度に繰り越すものであります。

個々の繰り越し事由について申し上げますと、今回計上いたしました子ども手当支給システム導入業務につきましては、支給制度が確定していないためでございます。

また、保育所施設整備事業につきましては、交付限度額が3月5日に示され、今回の補正予算に計上いたしましたきめ細かな臨時交付金対象事業であります。

新型インフルエンザワクチン接種助成事業につきましては、11月市議会臨時会に上程をした補正予算（第3号）で計上いたしましたが、国庫補助金が繰越明許費になる見込みであること、及び事業の性質上、実施に相当の期間を有するため、繰り越そうとするものであります。

農道整備事業及び漁港維持補修事業から街路整備事業までの5事業は、いずれもきめ細かな臨時交付金の対象事業であります。

漁港水域環境保全対策事業につきましては、公共投資臨時交付金等の国庫補助事業であります。港内の底質調査で浚渫土砂の臭気が想定外に強く、その対策に日数を要したためであります。

また、市営住宅整備事業2,090万円のうち1,800万円は地域住宅交付金及び公共投資臨時交付金対象事業である浜勝浦みなと団地の外壁改修事業であります。地域住宅交付金の内定を受けておりますが、交付決定が遅延しているためであります。残る290万円の事業費は浜勝浦みなと団地の内装建具工事で、きめ細かな臨時交付金の対象事業であります。

全国瞬時警報システム改修事業、いわゆるJ-A L E R Tにつきましては、12月補正予算に計上いたしましたが、国のシステム開発が遅延しているためでございます。

豊浜小学校校舎耐震補強及び大規模改修事業につきましては、12月補正予算に工事設計業務委託料及び概算工事費を計上いたしましたが、耐震工法等の検討に期間を要したためでありま

す。

小学校施設整備事業から体育施設改修事業までの事業は、いずれもきめ細かな臨時交付金の対象事業であります。

以上で一般会計補正予算（第6号）の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明は省略をさせていただきます。

○議長（高橋秀男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

〔7番 岩瀬義信君退席〕

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 1点だけ伺います。議案第21号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。ページ数で言いますと32ページ、教育費の保健体育費の市営第二庭球場移設事業費であります。今回、この事業費のうち財源の振り替えということで、国県支出金の欄に1,880万5,000円計上されました。これは国の補助金だそうですが、これについて、第二庭球場移設事業の原因は、勝浦警察署移転用地を提供することによって発生した事業であります。当然、この財源はすべて原因者である千葉県が負担すべきものと思うのですが、これにどうして今回、この貴重な国の補助金を充てるのか、この辺が理解できないんですが、説明をお願いします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えします。確かに勝浦警察署の移転に伴いまして、千葉県より土地の売払代金あるいは移転補償費等、受領しておりますので、本来、そういう形でこの事業費に充当するという選択肢もありましたし、私どももそれは十分理解をしておりました。ただ、この事業につきましては、公共投資臨時交付金の面もある、また、今後の財政需要等も考慮した上で起債対象になるということで、9月補正予算に計上させていただきましたし、今回また公共投資臨時交付金を充てて、最終的に起債をしないような形にしたわけございまして、今後の財政需要を踏まえての財源の運用ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 今回の貴重な国の補助金、これだけあれば、この市営第二庭球場に充てないで、ほかの事業に何で充てなかったのか。当然、今回補正で措置した事業で要望事項をすべて満足させたわけじゃないと思うんですね。まだまだ予算づけしなけりゃいけない各種事業はあると思うんですよ。何でそれに充てないのか。これにわざわざ充てたのか。これはだれが考えたって、この移設の原因者である千葉県がすべて負担すべきです。もし起債対象にしたのであれば、起債の償還金も当然、負担させなければ意味がない、理屈に合わないと思うんですね。そういうことをどうして考えなかったのか。ほかにもやらなければいけない事業はあったんじゃないですか。答弁をお願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。公共投資臨時交付金につきましては、9月補正予算の段階では2つの事業4,600万円が見込まれるということで、9月補正予算に計上させていただきました。その後もその公共投資臨時交付金については、国との幾つかの協議を経まして、最終的には8,100万円強の公共投資臨時交付金がもらえることになったわけでございます。その中にこの市営第二庭球場の移設工事関係についても、国との協議の中で公共投資交付金に充当することが認められたということで、今回、充当したものでございます。

そういうこともありまして、今度は地方債、起債のほうもそれを充当することによって減額をし、実質的にはその起債をなしという形に持っていけたということでございますので、国との協議の中での結果ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 最後にお聞きします。それは、事業そのものが補助金対象になった。それはそれで百歩譲っていいとして、県に対してはあくまで国からの補助金は考慮しない。その事業費、歳出のほうの市営第二庭球場の総事業費に相当する額をもらうべきだと思うんですね。原因者としての負担を要求すべきだと思います。その辺について、お考えを伺いたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。県の関係につきましては、応分の土地売渡代金、あるいは移転補償費については、既にこの3月24日に入金される予定となっております。今後の財政需要を踏まえて、それはそれとして有効に使わせていただきます。また、今回の公共投資臨時交付金であるとか、そういうものを使った上で事業展開の中の一つが市営第二庭球場の移設事業費における公共投資臨時交付金の活用、あるいは起債の活用ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今回の補正のきめ細かな臨時交付金全般について、ここに掲げられている17項目ある中で、金額の大きいものといったら870万円の舗装関係ですが、名目上、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、そういう中で当然、市内業者、もろもろ、いろいろあると思うんですね。そういう中で入札に関する問題を市の方針としてどのようにお考えなのか。今、前段者が聞いていた1,880万5,000円の県支出金、この件について、この3月末には県から土地代金として来る。そこで、その活用方法も十分考えて、答弁の中であった話の中で、その土地代金の中から、例えば、今、ここに記載されてない17項目以外の仕事に関してやらなければいけない。そういうものを考えていく余地があるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。今回のきめ細かな臨時交付金につきましては、先ほど内容でも申し上げましたように、キーポイントが2つございまして、1つが地元、地元を市内と読みかえてもいいかと思いますが、市内の中小企業、あるいは零細企業、こういう企業が受注ができるような事業を選定をなささいというのが国の趣旨でありますし、また、そういう趣旨で私どもは事業選定をさせていただきました。

もう一つのキーワードがインフラ整備ということでございますので、そうなりますと、道路、あるいは土木費、こういうものが代表になりますけれども、工事、あるいは修繕、こういうものを選定をしないと事業計画としてなかなか通らないだろうということで、今回、土木費では

41カ所でございますが、事業的には17事業ということで県に事業計画を提出し、了承され、今回、交付決定があったということでございます。

業者の選定にあたりましては、市内の中小あるいは零細企業ということでございますので、当然、指名におきましては最終的には指名審査会に諮り、指名業者を決定するわけでございますが、選定の中で市内の業者が受注できるであろうという事業をピックアップしておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

1,780万円につきましては地方債の減額でございまして、既にこれを見込んで第二庭球場移設関係で、この分と元荒川小学校の取り壊しの関係で、両方合わせまして起債として見込んでおりました。今回、公共投資臨時交付金で3,039万6,000円を充てることができましたので、市営第二庭球場の移設事業債として1,780万円見込んでいたものを全額起債をしないということでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 先に今の件。私が聞いたのは、聞き方が悪かったんですけど、この交付金をわざわざいただいて、前段者が言うように事業を行う。土地の代金がこの3月25日に入ってくる。その中で、残った金額を他の事業のために回せるのかということを聞いたわけですね。その辺を質問したわけなんですけど、その答えはどうなのかということです。先ほど来の説明の中で、この支出金についてはわかっていますので、先ほど前段者が聞いた話から、できない部分をそこから回すのかということを聞いただけです。

17項目、このきめ細かな地域臨時交付金について、当然、市の発注というのを私も予測するし、当然わかります。その中で、この指名参加の審査会を行うに当たりまして、片手落ちであってはいけないのかなと思うので、この辺を市内業者に、きめ細かくという字のごとく、その辺を考えながら、業者選定のほうもお願いできないかということでありまして、この2点、よろしくお願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。33ページの市営第二庭球場の移設事業費につきましては、きめ細かな臨時交付金ではなくて、あくまでも公共投資臨時交付金の対象事業となり、その分が1,884万5,000円が交付決定をされたということでございます。先ほどもお答え申し上げましたけれども、県を通じて国の協議の中で、これが認められ、その相当分が交付決定があったということでございますので、そういう面でご理解をいただきたいと思います。

もう一点は、入札の関係でございますが、何度も申し上げますけれども、市内の零細、あるいは中小の事業者を受注ができるように、入札に当たりましてそういう面で最大限配慮をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） この交付金については、県のほうで持つべきだと前段者が言っているわけですよ。国から補助金をもらえたという中で、今回、この交付金をもらっているわけですね。事業として警察の移転を全部含めた話だって前段者が言っているわけですね。そうすると、この交付金ももらえる事業がここに仕事として、警察移転のための事業として臨時的に今回組まれたわけです。優先順位として組まれたんだけど、これ以外にあるものがあるのでしょうかというのが、前段者の話だったわけです。県のほうから土地の売買代金が入ってくるのであれば、課

長はその辺は十分考えるという答弁で、前段者に返しているわけですね。これももらっているから、ほかの事業にも使える方法を十分考えてくださいねと私は聞いたのです。ご理解しましたか。言っていることがわからないのであれば、わかるように何回でも言いますけど、そういう中の話から警察署の移転に関する代金をいただいて、ほかにもやるべき仕事があるのであれば、そのほうから回せることができるんですかと。その回すお金に対して、ここになおかつ国のほうから補助金、支出金をいただいたものでプラスアルファがあるので、ほかにも事業でやるのであれば、ピックアップして考えていただきたいということをお願いしているわけです。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。勝浦警察署の関係では、土地の売払代金と移転補償費合わせまして、平成21年度予算では1,100万円強、歳入としてあるわけでございます。こういうものを有効に使いながら、今回の補正予算、あるいは、恐らくこれは翌年度に繰り越すことになろうと思いますけれども、平成22年度当初予算の中で有効に使ってまいりたいと考えております。具体的には、文化会館等の建設工事等もございまして、そういうものに有効に使ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 一つは、今の関連なんですけど、まず第1点、確認したいのは、警察用地として市役所用地を売るということについて、それに伴い、場所からいって庭球場の移転がある。その条件がつくわけですから、そういうのも含めて、土地売払代金と、勝浦市の庭球場を初めとする施設の移転、そういうものの費用は全部県費で賄うということは、当然、売買契約の中にあるわけだから、それは約束としてあるし、それは必ず入ってきますよということは、さっきの答弁からいっても確認できると思うんですが、それでいいのかということですね。

もう一つは、それはそれとして、公共投資臨時交付金にたまたま庭球場の建設の計画が採択されたので、その財源を使って、これはやるんだという計画ですね。ただし、県から入ってくる移転費だとか、あるいは庭球場の建設費については、ひもつきでない自由に使えるお金だから、これはハードで使おうとソフトで使おうと、これから市民要望を踏まえながら、いろいろ検討して使うために、金額は相当分であっても、弾力的にこの資金を運用していこうと、こういう考え方から、そういう手法を使ったんだ、こういうことでいいのか、その2点を確認しておきます。

もう一つは、先ほどから出ている地域活性化・きめ細かな臨時交付金については、2つの目的があって交付されるんだと。一つはインフラ整備、もう一つは地域の中小あるいは零細企業が仕事にありつけるような、比較的小規模な仕事を採択するんだと。その所期の目的を達するために、どういうふうにやったんだという、この提案されてきているいろんな諸課題、建設の関係で言っても1から47、道路舗装から漁民アパートの塗装まで47図示されているんだが、これはこれで結構だと思うんですけども、ただ、さっきから出ているように、市内の中小あるいは零細建設業者が潤うような、そのことによって建設業関係に働く労働者といいますか、そういう人たちに、ざっくり言って1億前後の仕事ですから、それによっていかほどかでも賃金として潤う、あるいは会社は会社として一定の潤いが出るような方向に、理想的に言えば、47カ所があまねく降り注いでいけば一番いいんだけど、市が発注する場合にそれがテクニック

上、可能なかどうか。例えば、先ほども昼休みに違う件で同僚議員と話し合ったんですが、せっかく道路補修の舗装の一定の距離を出されたものが、全く丸投げにされちゃって、その丸投げの結果、丸請けした業者が、率直に言っている業者じゃなかった。安かろう悪かろう業者が丸請けしたものだから、検査の結果、20数カ所、だめが出て、せっかくつくり上げた、やったばかりの舗装工事が膏藥だらけになっちゃったという点があるんだよという話が出て、なるほど。そういうことでは、せっかくの仕事もおかしいし、それよりも何よりも、受注した会社が本当に仕事をしてくれるんならいいんだけど、自分の会社ではやり切れないから一部は丸投げしちゃえと。差益だけ取っちゃえということでは、所期の目的が達せられないわけですよね。そういうことをできる限りというか、そういうことをなくすということの歯どめとか、そういうものが今の勝浦市の発注の仕方できないのかどうか、その辺の工夫があるのかどうか、その点についてお尋ねします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。勝浦警察署用地の代金の関係でございますけれども、先ほど申し上げました平成21年度分で1億1,000万円ほど入っております。こういうものも今年度の補正予算等についても一般財源として活用しておりますし、また、次年度の平成22年度で留保財源ということもありまして、今回、当初予算にも第二庭球場の関連で事業費9,044万7,000円ということで、そういうものにも充当してございますし、ほかの事業についてもハード、ソフト問わず、こういうものを有効に活用して、財政的に運営することが必要なかなと思っております。

もう1点の今回のきめ細かな臨時交付金に伴うものではないにしても、道路の舗装関係の工事の関係でございますけれども、その点につきましては、私のほうにもいろいろ耳に入っていました。担当課のほうから、ある程度、工事完了報告を受けましたけれども、最終的な竣工検査はまだ終わっておりません。そういうものを通じまして、検査については十分今後も検査関係を強化すると同時に、入札の中の下請関係についても、今、勝浦市の場合、県の実綱に準じまして、大体2,500万円を超えたものについては、もしも下請を使う場合については報告を求めるという形をとっておりますが、たまたま今まで余りそういうケースなかったのですが、そういう面で報告対象外ではございますけれども、下請関係についての適正な運用についても今後検討課題としていろいろ研究してみたいなと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今後検討じゃなくて、趣旨がきめ細かな、地元の零細業者が潤うようにやっってくださいよと、そういう趣旨でしょう。だから、条例を変える必要はないわけで、執行部内のその辺の実綱なり、そういうもので指導していけば済むことじゃないですか。だから、今回の仕事からそれをやってもらって、できるだけそういうことは避けるということが必要じゃないでしょうかね。それをもう一度、答弁してください。

しつこいようだけど、さっきの話、いろいろ使っているのは知っていますよ。だから、前段者も言いたいことは、この庭球場を公共施設臨時交付金に採択されたから、その分だけ県にまけてやるということじゃないんでしょうということなんです。それはそれとして、庭球場の移転費と工事費は県からもらうんでしょうと、こういうことを言っているんですよ。それさえうんといえば、それでどうってことないんだよ。何回もやって、わからないなと思って。要する

に、市が損しているわけじゃないんだということを言ってくれればいい。

次に、国保会計ですが、補正が最後に1,300万円出てきて、これも大変なことなんですけど、恐らく正月分の医療費が思いのほかにかかっちゃったんだということじゃないかと推測するんですが、もし原因等がわかれば、医療費で皆、被保険者がお医者さんにかかり、治療した結果がこういうことですから、これをだめだとかいいとか言える筋合いのものではないんですが、何がどうなったのか、もしわかれば、わからなきゃ結構です。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） 失礼いたしました。確かに警察署の移転関連で入金されたものについては、議員のおっしゃられるとおりでございます。

入札の関係でございますが、今回、きめ細かな臨時交付金については、ある程度、市内業者で十分対応可能な事業ではなかろうかとは思っておりますが、ただ、今回、そういうケースも見受けられましたので、市内業者がすべてきちっと履行できるような形での工事の執行といいますか、極力、下請業者が入らないような形での工事について、入札、あるいはその後の管理等を通じて、十分点検をし、またそういう方向で要綱等必要であれば、見直しをしたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 詳細につきましては、まだ検討段階ではございますけれども、今現在における増加原因につきましては、新型インフルエンザ等の影響が大きかったものと考えております。調剤におきましては、例月の約2倍、12月分、1月分が出ております。また、入院関係では、たまたまお二人の方が合わせて1,200万円ほどかかっているものの請求もございましたので、当初、その辺につきましては見込んでおらなかったということもございまして、今回、このように、大変恥ずかしいことなんですけども、追加の補正に至った次第でございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 私、下請がだめだとは言っていない。ただ、丸投げでさやだけ取るということはいかがか。それじゃ波及効果が出ないだろうと、こう言っているわけです。

それと、国保では12月、1月で倍近くというところはあるけど、それはそれでやむを得ない事態だなと思っています。1カ月か2カ月おくれでないと詳細分析できないから、もっともですから、それでとめます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 私のほうから、先ほど来、今回のきめ細かな事業についての市内業者の選定に係る質問が出ておりますけども、先ほど来、財政課長からもお話ございました。この事業そのものが市内の中小企業、零細企業の仕事ということで指示もあったし、我々も選定いたしました。それが基本でございます。私の経験からも、この47事業につきましては、特に河川の浚渫事業は、たしか市外業者に発注してきております。これ以外は、すべて市内業者の対象事業と言ってはおかしいですけども、そういう事業内容、事業費と考えておりますので、そういう考え方で今後当たっていく必要があるかなと考えております。

下請の関係でございますけども、これも一つの条件がございますので、先ほど財政課長から答弁申し上げてございますけれども、もちろん下請しちゃいけないということじゃございませ

るので、基準に沿って徹底的に問題のないように今後、検査等々を行ってまいります。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） このきめ細かな事業なんですけど、くどいようなんですけど、これは事業名で17、事業数で47カ所、中身を見ると100万円とか、90万円とか、150万円とか、200万円となっています。この事業の趣旨は、言ってみれば、厳しい状況の中で市内中小企業の活性化を促す。だから、中小零細企業が受注できるような小規模なインフラ整備、こういうふうに言っているんですね。副市長の答弁なんか聞いても、下請を全然否定してない。私は、この事業は、下請をやらないことを前提にこういう事業を選んだんじゃないかと思うんだけど、それでお聞きしたいんですけど、このきめ細かな事業は何を基準に事業選択して47に絞られたのか。はじかれた事業があるのかなのか。細かいことはいいです。私も小さな事業が市内にどのくらいあって、どういう性質の事業がどのくらいあるか把握しておりませんから、ただ、今ここで出されているのは17費目の事業で47事業。これから漏れた事業があるのかどうなのか。これを申請して承認してもらうための手続をやる上で、どういう基準でこういう事業が選ばれたのか、この点について説明をしていただきたいということです。

もう一つは、一般的に市が発注する事業の受注業者が、さらに下請業者を使うことを全面的に否定するつもりはありません、事業の大きさにもよりますから。単独でやれない部分については、さらに下請に頼むこともあり得るでしょう。しかし、この事業はまさに100万円とか200万円とかの事業で、これで受けた業者が下へ流すということになると、この間にびんはねが出てくるんですよ。びんはねゼロでもって下に流すばかりはいない。びんはねなんかしなかったら、そもそも自分が受注する必要がないわけですから、この事業をやる場合に、受注者が必ず責任持ってやってくれるということを確認として、この事業は受注するという考え方があるのかなのかお聞きしたい。

もう一点は、この事業は数百万円、数十万円の事業ですから、しかも緊急性を要するので、早急にやってもらいたいと思うんですけど、これはいつごろまでにやれるか。この辺の見通しについて説明していただきたい。私としては、市内の業者の窮状を見れば、できるだけ早くこれを発注して、事業化していくということが必要じゃないかと思うので、その辺についてのご説明をいただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回のきめ細かな臨時交付金については、文書で国から示されたのが1月15日でした。ちょうど新年度予算査定の編成作業中ということもありまして、上司と相談した上で財政課のほうで各課に説明をした上で、事業検討してもらい、協議をしるということで、査定とあわせながら進めさせてもらいました。

新年度予算にいろいろ各課、事業の要求はありましたが、新年度予算で実行するものと、今回のきめ細かな臨時交付金でやるものと、大きく2つに分けたわけでございますが、むしろ、今回のきめ細かな臨時交付金については、補正予算の性格上、緊急に早く工事をしたほうがいいというものを今回、3月補正の追加予算で上げたものでございます。

したがって、早期にというお話でございますけれども、財政課とすれば、各課のほうには事業を早期に実施してもらいたいと考えておりますし、また、そういう形で入札関係の準備

についても、各課に早くとっていただきたいと思っております。

受注者の関係でございますけれども、議員おっしゃられたとおり、今回の事業については10万円台、20万円台から相当小さい事業を40数事業、ピックアップして行ったわけでございます。したがって、先ほどのケースと違って、市内の事業者で十分対応が可能なもの、ただ、唯一例外を申し上げますと、浜勝浦川の浚渫関係、これは市内業者では無理かもしれません。ただ、業者選定はするつもりでございますけれども、ほとんどの事業が市内業者が受注可能だと。また、下請にならないようなものではなかろうかと私どもは思っております。また、丸投げ等もあり得ないのではないのかなと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） なかろうかと思うんじゃないくて、やらせないで、こういうふうに言ってもらわないと、それは主観的にどう考えるかは別ですよ。だけど、なかろうかと思っていられないだろうと思っても、あったらどうしますか。そういう事業じゃないでしょうと申し上げているんですから、発注するときに、この事業の緊急性、この事業の性格上、本来の趣旨から言って、受注した人が責任持ってやってもらおうと。さらに次に渡すようなことがないでしょうねと、確認とってもらおうということが、どうしてそれが言えないんですか。課長がなかろうと思わなくたって、それは事実としてその辺はきちんと整理をしていく必要があると思うので、その辺は明確にご答弁をいただきたい。

できるだけ早く担当課ということなんですけれども、それは財政課長はそうかもわからないけど、財政課長がこの47事業を全部直接管理しているわけじゃない。直接管理しているのは、市長、副市長でしょう。一つの考え方、決意として、これは遅くとも夏までにとか、遅くとも6月までにとか、そういうふうな、叱咤激励してやりますという決意表明していただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） なかろうかというのは非常に都合のいい言葉であって、この問題を取り上げていく上では、具体的に話さなければいけない性質のものであるし、また、金額もそうである。これを中抜きでやったら、上物だけしっかりできて、中身は素通しという工事が出てきちゃう。そういうことではいけないわけでありまして、たとえどんな工事であっても、それは実際の金額がかかっているということが理解できる結果でなければいけない。したがって、中間を搾取されるような方策はとらずに、直接請負業者が自分の力で施工するということしていきたいし、またそういう体制を整えて入札に応じるということは考えています。したがって、今言われたように、これを下に流して、ペーパーの利益だけをぼっぽと入れるようなことは厳に慎んでいきたい。やらせないし、そういうようなルートはつくらないということで、私は臨みたいと思っております。

時期の問題は、これは極めて早急を要しますので、せつかくの政府の希望でもあるわけですから、これは中小企業者に還元できるように、とにかく仕事は第1次的にこれを消化できる体制を整えて、それぞれ生活に少しでも役に立てるような結果を残させてあげたい。そういう意味で言うならば、遅くとも6月いっぱいにはできなければいけない。そういう体制で進むべきで、そういう体制をつくり上げる努力をして、結果を出していきたい、そう考えています。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号及び議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号及び議案第22号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第22号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決しました。午後2時まで休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後2時00分 開議

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第1号 市発注の公共工事や業務委託等における労働者の適正な賃金・労働条件の確保を図るための公契約条例等の検討を求める決議について、発議案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、発議案第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。丸 昭議員。

〔13番 丸 昭君登壇〕

○13番（丸 昭君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 市発注の公共工事や業務委託等における労働者の適正な賃金・労働条件の確保をはかるための公契約条例等の検討を求める決議について、発議案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、発議案第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書について、以上3件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第1号 市発注の公共工事や業務委託等における労働者の適正な賃金・労働条件の確保をはかるための公契約条例等の検討を求める決議について申し上げます。

地方公共団体の入札は、談合問題の解消を目指して、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などが進められてきましたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を招く状況になってきています。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」としています。当然、税金の無駄遣いはあってはなりません、単に価格低減を進めるのではなく、現場で働く労働者の雇用と賃金・労働条件は適正な水準を確保しなければ、住民の福祉の増進にはつながらず、公共サービスの目的を達成できません。よい仕事をするには、よい労働条件が不可欠です。このことを発注者と受託事業者、住民の了解事項として、公契約において実現することが求められています。

本市議会は、これらの状況を踏まえ、市が締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものとなるよう、公契約に係る業務の質の確保及び公契約のもとで働く労働者の適正な雇用・賃金・労働条件の確保を図るため、公契約条例等の検討を開始するよう求めます。以上、決議します。

次に、発議案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について申し上げます。ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ、この訴えは核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びです。しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在し、核兵器の驚異から今なお人類は解放されていません。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより、各不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランの濃縮を拡大するイラン、核実験をした北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしています。

よって、国においては核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える本年5月に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるよう、次の項目を中心として核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれるよう要望します。

1、非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す2020ビジョンを支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう、国際的努力を行うこと。特に朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

3、核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

次に、発議案第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書について申し上げます。中小企業・業者をめぐる経営環境は一向に好転せず、急激な円高の進行とデフレにより二番底が懸念される事態となっています。景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも深刻な事態に直面しています。

ここに来て輸出産業大手は業績回復させつつありますが、その波及効果は弱く、国内の景気回復には内需主導型経済への転換が決定的に重要です。国は予算を大幅に組み替え、緊急雇用対策や中小企業対策を打ち出しています。状況は深刻化しており、施策の早急な実施が求められています。

過去数年続いた好況期、日本ではワーキングプアが急増し、労働者の3分の1超が年収200万円未満です。彼らは各産業の各現場で懸命に働き、企業利益に貢献しましたが、低賃金ゆえに十分な貯蓄もできず、生活困窮に陥っています。今の最低賃金は、最も高い東京で時給791円、低い地方では629円であり、底支えというより賃金抑制の役割を果たしています。これでは内需が冷え込むのも当然です。

最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず景気刺激策としても有効です。低所得層ほど消費性は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからです。消費財やサービスへの需要が増えれば、それが雇用拡大につながります。また、低賃金の改善は、転職の減少と仕事の質の向上、採用、新人研修、コストの削減、生活保護受給の抑制と社会保険料の支払い手の増加などの効果をもたらします。

こうしたさまざまなメリットを踏まえ、中小零細企業に対する支援策を併行して進めながら、最低賃金の引き上げを着実に実現していくべきです。

下請企業の実情から言えば、不当な単価引き下げ圧力のもとでいかにして適正単価を確立するかが大きな課題となっており、最低賃金の引き上げとあわせ、公正取引ルール確立が求められています。最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係や競争入札の力学の中でも貧困が生み出されないようにし、適正利潤を含んだ単価設定が可能となる経済社会を実現すべきです。労働基準法は、第1条で、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」とし、最低賃金法は最低賃金と生活保護との整合性をうたっています。

よって、国においては最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、早急に日本経済を景気回復への道へと導くため、次の内容を早期に実行するよう強く要望します。

1、ワーキングプアの根絶と地域格差の是正を図るために、最低賃金1,000円と全国最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行うこと。

2、上記の法改正とあわせて、中小企業支援策の拡充と下請取引適正化のための制度改善を実施し、まともな単価で公正取引が行われる経済環境を実現すること。

3、企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号ないし発議案第3号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号ないし発議案第3号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第1号 市発注の公共工事や業務委託等における労働者の適正な賃金・労働条件の確保をはかるための公契約条例等の検討を求める決議についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 議長より指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書について、提案理由の説明を行います。

平成17年第162回通常国会で成立いたしました保険業法の一部を改正する法律（以下、新保険業法）によって、知的障害者やPTA、開業医、中小業者などの各団体がその目的の一つとして構成員を対象に自主的かつ健全に運営してきた共済や公益法人関連法の改定に伴い、公益法人が行う共済（以下、自主共済）が存続の危機に追い込まれております。

保険業法の改正の趣旨は、共済を名乗り、不特定多数の消費者を相手に保険商品を販売し、消費者被害をもたらしたニセ共済を規制し、消費者を保護するのが目的でありました。しかし、当初の趣旨が新保険業法とその政省令策定の段階で大きく逸脱し、自主共済も保険会社に準じた規制を受けることになりました。その結果、制度の存続が困難な団体は廃止・解散を迫られ、制度から脱退を余儀なくされる国民が続出するなど、深刻な事態になっております。

そもそも共済は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助のために創設され、日本社会に深く根をおろしてきたものであります。仲間同士の助け合いを目的に運営してきた自主共済は、利益を追求する保険業とは全く異なるわけであります。その自主共済を保険会社と同列に置いて、株式会社などを設立しなければ運営できないようにするなど、一律かつ強制的な規制と負担の押しつけは多くの自主共済を廃止に追い込むこととなります。これは契約者保護、消費者保護を目的とした法改正の目的に反するばかりか、憲法が保障する結社の自由や団体の自治権を侵すことにもなるわけであります。

よって、国においては早急に自主共済を新保険業法の適用除外とされるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただきまして、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成22年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時23分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第18号の総括審議
1. 陳情第1号～陳情第4号の総括審議
1. 議案第21号～議案第22号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第4号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員